危険物施設における危険区域の設定に係る評価に関する業務規程

令和４年 11 月 21 日　危保規程第 11 号
改正　令和６年 11 月 14 日　危保規程第 19 号
最終改正　令和７年　３月 24 日　危保規程第 27 号

第１　目的

この規程は、危険物施設において可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所について「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（平成 31 年４月 24 日付け消防危第 84 号）で示された「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン（以下「防爆ガイドライン」という。）を用いて、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う危険度区域の分類とその範囲の設定に係る評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２　用語の定義

この規程で用いる用語の定義は、次による。

１　危険区域

機械器具（以下「機器」という。）の組立て、設置及び使用のために特別な予防策を必要とする量のガス状の爆発性雰囲気が存在する、又は存在する可能性がある区域をいう。

２　非危険区域

機器の組立て、設置及び使用のために特別な予防策を必要とする量のガス状の爆発性雰囲気が存在しないと予測できる区域をいう。

３　危険度区域

爆発性雰囲気の発生頻度及び持続時間をもとに危険区域を次の３種類に区分したものをいう。

(1) ゾーン０：爆発性雰囲気が連続的に、長時間又は頻繁に存在する区域
(2) ゾーン１：爆発性雰囲気が通常運転中でもときどき生成する可能性がある区域
(3) ゾーン２：爆発性雰囲気が通常運転中に生成する可能性がなく生成しても短時間しか持続しない区域

４　放出源

ガス状の爆発性雰囲気が形成され得るほどの可燃性ガス、蒸気又は液体が大気中に放出（「漏えい」を含む。）する可能性がある箇所又は位置をいう。

５　放出源の開口部面積

可燃性ガス、蒸気又は液体が放出源から放出する際の開口部の大きさをいう。

６　第２等級放出源

通常運転中にガス状の爆発性雰囲気が発生しない又は低頻度で短時間しか持続しないと予測できる放出源をいう。

７　危険距離

ガスと空気との混合ガスが空気によって希釈され爆発下限を下回る値になるまでの放出源からの距離をいう。

８　蒸発プール

放出源から放出された可燃性液体が地表面等に落下して形成する液溜まりをいう。

第３　評価の対象

消防法第 10 条に規定する危険物施設のうち設置許可を受けた製造所等で屋外の施設に敷設されている第２等級放出源とする。

第４　評価委員会

１　協会に評価をするための委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

２　委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第５　評価の方法

１　危険物施設の所有者等（以下「申請者」という。）が防爆ガイドラインを用いて当該危険物施設の評価を受けようとするときは、様式第１に示す危険物施設における危険区域の設定に係る評価申請書（別表第１の添付図書を含む。以下「申請書」という。）を２部協会に提出するものとする。

２　１の申請書の提出にあたっては、あらかじめ、当該危険物施設が設置される市町村長等の指導を受けるものとする。

３　申請者は、協会の理事長（以下「理事長」という。）が定める手数料を協会に納入するものとする。

４　理事長は、提出された申請書が所用の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審議することが適当であると認められる場合には、第４に規定する委員会に評価を諮問することができる。

５　委員会は、４に基づき諮問された危険物施設に関する評価について審査し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

第６　評価の内容

理事長は評価の申請があった当該施設の第２等級放出源について、危険区域あるいは非危険区域のいずれかに該当するかの評価を行い、危険区域と評価されたものについてはその危険度区域ゾーン０～２の区分及びその区域の危険距離の評価を行う。

第７　評価結果の通知

理事長は評価の結果について、申請者に対し様式第２に示す評価結果通知書により通知する。

第８　評価結果の取消し等

理事長は、評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、評価結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第９　立入調査等

理事長は、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第10　申請の不受理等

１　申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1) 申請者が第８に定める取消し等を受け、３年を経過していない場合

(2) 第８に定める取消し等を受け、３年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない場合

(5) その他理事長が性能評価を行うことが不適当であると認める場合

２　申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1) 性能評価業務において不適合又は未実施となった場合で改めて当該性能評価を申請する場合に、当該不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第 11　手数料等

1　第５、３に規定する評価に係る手数料の額は、以下の(1)及び(2)を合算した額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。

ただし、現地調査が必要な場合の手数料等の額は、上記の額に３に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 事務手数料

評価する放出源又は蒸発プールの数に応じて別表第１に定める額

(2) 委員会に係る費用

委員会の審議の回数に 700,000 円を乗じた額

2　１にかかわらず、申請内容からみてこの額により難い場合には、実費を勘案して別に理事長が定める額とする。

3　旅費等の額は、以下の(1)から(3)に定める額の合算額とする。

(1) 日当

１日につき　　2,200 円

(2) 宿泊料

甲地方　１日につき　　10,900 円

乙地方　１日につき　　9,800 円

(3) 交通費相当額

4　手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

既に納付された手数料は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返戻しない。

第 12　その他

1　理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な性能評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

2　この業務規程に定めるほか、評価の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は令和　４年　11 月 21 日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日危保規程第 19 号）

この規程は令和６年 11 月 14 日から施行する。

附　則（令和７年３月 24 日危保規程第 27 号）

この規程は令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第 11、１、(1)関係）

放出源又は蒸発プールの数（箇所数）	手数料額
１から５	2,500,000
６から 10	3,000,000
11 から 15	3,500,000
16 から 20	4,000,000
以降、５箇所以下増えるごとに 500,000 円を加算する。	